

【表 1：令和 7 年以降申告（令和 6 年以前の年分）】

	認定有効期間	要件となる主治医意見書	主治医意見書の要件
1 回目	<u>役場での発行は不可</u>		
2 回目以降	要介護認定の有効期間にかかわらない （状態の継続性を考慮）	当該年に作成された主治医意見書、または 当該年に受けていた認定（有効期間13か月 以上のものに限る）の審査にあたり作成さ れた主治医意見書	・ <u>寝たきりであることが確認できる</u> （障害高齢者の日常生活自立度が B 1～C 2） ・ <u>尿失禁の発生の可能性が確認できる</u>

【表 2：令和 7 年以降申告（令和 6 年以降の年分）】

	認定有効期間	要件となる主治医意見書	主治医意見書の要件
1 回目	☆当該年に <u>6 か月以上</u> の要介護認定があること ①単独の認定で 6 か月以上の有効期間 ②複数の認定で合計 6 か月以上の有効期間	①当該認定に係る主治医意見書 ②当該認定に係る <u>すべての</u> 主治医意見書	・ <u>寝たきりであることが確認できる</u> （『障害高齢者の日常生活自立度』が B 1～C 2） ・ 失禁への対応としての <u>カテーテル使用</u>、 または <u>尿失禁の発生の可能性のいずれかに該当していることが確認できる</u>
2 回目以降	要介護認定の有効期間にかかわらない （状態の継続性を考慮）	当該年に作成された主治医意見書、または 当該年に受けていた認定（有効期間13か月 以上のものに限る）の審査にあたり作成さ れた主治医意見書	

〈主な変更点〉

- ・ おむつ使用証明証の申請が初回であっても要件を満たしていれば長泉町役場長寿介護課で発行することができる。
- ・ 尿カテーテルの使用欄にチェックがあれば、尿失禁（の可能性）がなくても要件を満たすこととされる。
- ・ おむつを使用した当該年の途中におむつ使用者が死亡した場合は、要件を満たしていれば死亡日までに使用したおむつ代が医療費控除の対象となる。